

## 八王子市認証保育所事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号。以下「実施要綱」とする。）に基づき行われる事業を円滑に実施することで、市民の子育て支援と児童福祉の増進に資することを目的とする。

### (事業を実施する認証保育所)

第2条 この要綱における事業を実施する認証保育所は、実施要綱に定めた基準を満たす東京都認証保育所（以下「認証保育所」）をいう。

### (事業内容)

第3条 認証保育所の事業内容は、実施要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 利用者の意見や要望を把握し、保育の質の向上に努めること。
- (2) 利用する児童の保育記録をつけること。
- (3) 利用状況を適宜市長に報告すること。
- (4) 事故等のあったときには速やかに市長へ報告すること。
- (5) 事業の実施にあたり知り得た個人情報等を、事業目的以外に使用したり他に漏らしたりしないこと。
- (6) 非常災害に対する具体的な計画を立て、定期的な避難訓練等を実施すること。
- (7) 不慮の事故等に備え賠償責任保険に加入すること。

### (認証に関する事項)

第4条 設置者等は、八王子市域内に実施要綱に定める認証保育所を設置申請、重要事項の変更及び廃止・休止申請を東京都知事に提出する場合は、八王子市長と協議のうえ行うものとする。

なお、八王子市域以外に認証保育所を設置する場合はこの限りでない。

### (費用の補助)

第5条 市長は、この要綱に基づき事業を実施する認証保育所の設置者に対し、別に定める基準に基づき次の各号に掲げる費用を予算の範囲内で補助することができる。

- (1) 運営費
- (2) 実施要綱に定める認証保育所A型を開設する場合は、改修経費。

第6条 市長は、実施要綱に定めるもののほか、次の各号に対して設置者に対して報告を求め、助言指導及び、改善勧告をすることができる。

- (1) 保育内容等について
- (2) 事故、過失等のあったとき
- (3) その他、必要と判断したとき

2 市長は、前項に基づく助言指導等に従わないときは、第5条の補助を行わないこと

ができる。

附 則

この要綱は、平成13年12月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。